

ICカード運転免許証の導入について

■ 平成22年1月4日から

運転免許の更新、再交付及び免許取得の申請手続きをされた方に、『ICカード運転免許証』を交付しています。

○ ICカード運転免許証とは

ICチップ（半導体集積回路）を内蔵した運転免許証のことです。

ICチップに、運転免許証の記載事項（氏名、生年月日、住所、交付年月日、有効期間の末日、免許証番号、免許の種類等）、本籍及び写真の情報が記録されます。



○ ICカード運転免許証を導入する理由

IC免許証は、運転免許証の記載事項、本籍及び写真の情報がICチップに記録されることから、偽造変造の防止が図られます。

○ 暗証番号の設定について

IC免許証を作成する際は、ICチップの情報を保護するために、暗証番号（4桁の数字2組）を設定していただきます。

更新、再交付、免許取得等の手続きの際には、ご自身で暗証番号を入力していただきますので、あらかじめ暗証番号を準備してからご来庁ください。

IC免許証の暗証番号は、他人に知られやすい番号（生年月日など）やキャッシュカード・クレジットカードなどの暗証番号を使わないようにしてください。

暗証番号を設定しないと、他人にICチップの内容を読み取られる危険性があります。

暗証番号は次回の免許交付時まで変更できません。

○ 暗証番号の記録紙の保管について

暗証番号は、ICチップ内のデータを読み取るときに必要となります。

市区町村や銀行など民間窓口において、IC免許証を身分証明書として活用する場合に、

暗証番号の入力が必要な場合があります。

暗証番号を忘れないよう、暗証番号の記録紙を大切に保管してください。

○ 暗証番号を忘れてしまった場合

暗証番号を忘れた場合は、ご本人が免許証を持参して、運転免許センター又は警察署の免許窓口で照会してください。なお、電話での照会や代理人による照会には応じられません。

(取扱時間 月～金曜日午前8時30分から午後5時(祝日、休日、12/29～1/3を除く))

○ 暗証番号の閉塞について

暗証番号の入力を3回続けて間違えるとデータを読み出すことができなくなります(「暗証番号の閉塞」といいます。)

暗証番号の入力を2回間違えた場合で、暗証番号を忘れた場合は、運転免許センター又は警察署の免許窓口で照会してください。

正しい暗証番号を入力すれば、閉塞の条件がクリアされます。照会に出向いた施設に、来庁者用の読み取り装置がある場合は、正しい暗証番号を入力してください。

また、暗証番号を3回間違え、データが読み出せなくなった場合は、ご本人が免許証を持参し、運転免許センター又は警察署に申請すると解除できます。

(取扱時間 月～金曜日午前8時30分から午後5時(祝日、休日、12/29～1/3を除く))

○ 記載事項変更手続きについて

I C免許証の氏名、本籍、住所等の記載事項に変更があった場合は、運転免許センター又は警察署で変更手続きしてください。

※ 交番・駐在所では手続きできません。